

基本施策(1) 防災及び救急・消防体制の強化

目指すまちの姿

宜野湾市地域防災計画に基づき、常日頃から災害に備えるとともに、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防力の強化に努め、安全・安心なまちづくりを目指します。

現状と課題

- 宜野湾市地域防災計画に基づき備蓄食糧の整備、自主防災組織の育成、津波一時避難ビルの指定、避難体制の充実を図っています。
- 現状の防災体制では十分とはいえないため、今後も継続的に防災体制の強化を図る必要があります。
- 一般家庭における防火に関する知識や、初期消火の訓練が十分ではありません。
- 各事業所の防火管理業務の強化と、各家庭での防火意識の啓発が望まれます。
- 火災や自然災害等に迅速かつ的確に対応できるよう、消防自動車や消防水利の整備拡充を進めています。
- 高齢社会や疾病構造の変化に伴い、救急件数が年々増加しています。
- 増加する救急出動に対応するための体制づくりが求められています。
- 緊急通報システムの利用者は、現在95人となっています。今後も、利用希望者を把握し必要性が認められる申請者に対し、システム導入を行う必要があります。



航空機火災対応訓練



地震・津波避難訓練
(大山ゲートまで避難する大山小学校児童)

一 〇 × 〇

○自主防災組織とは・・・

災害対策基本法第5条第2項において規定する地域住民による任意の防災組織。地域住民一人ひとりが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の取り組みを担う組織のこと。

○緊急通報システムとは・・・

対象者に緊急事態が発生した時、ペンダント型の送信器を押すことによって自動的に通報センターに連絡され、協力員をとおして救急車の要請等適切な対応を行うためのシステムのこと。定期コールのサービス・相談も行っています。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①防災体制の強化と避難行動要支援者の避難支援	<p>宜野湾市地域防災計画に基づき、食糧の備蓄及び避難所の確保等並びに防災体制の充実及び自主防災組織の育成強化に努めます。</p> <p>また、要配慮者の同意による避難行動要支援者名簿を整備し、避難所・避難経路等を定め一人ひとりの個別計画を作成し、避難支援の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○食糧、飲料水の備蓄及び防災倉庫の整備 ○避難所等の確保及び避難誘導表示板等の整備 ○自主防災組織の育成強化 ○避難行動要支援者名簿の整備及び個別計画の作成 ○災害情報伝達手段の多様化及び強化
②市民の防火安全意識の高揚と事業所の自衛消防力の強化	<p>各家庭における住宅防火対策及び各事業所の防火管理体制の強化に努め、市民の防災・減災に関する意識の啓発を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅防火の推進 ○事業所の防火管理体制強化 ○防火に係る安全情報の発信 ○市民の自助行動に関する二一ズの集約
③消防体制の強化	<p>市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守るため、消防自動車や消防水利等の整備拡充を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○消防施設等の整備強化 <small>安心</small> ○消防水利の整備拡充
④救急体制の拡充と応急手当等の普及・啓発	<p>質の高い救急体制の整備を進めるため、計画的な救急車両の更新を図ります。また、救急車の適正利用の促進及び応急手当普及員を育成し、円滑な救急活動の実施に向けた市民意識の啓発に努めます。</p> <p>緊急通報システムについては、高齢者等が安心して暮らしていけるよう、関係機関と連絡を密にし、利用者情報の共有に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○救急体制の整備・拡充 <small>安心</small> ○応急手当普及員等の育成 ○救急活動への理解促進 ○救急救命士の育成・強化 ○緊急通報システム利用者情報共有

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
備蓄食料の整備数	9,600食	27,650食
住宅用火災警報器設置条例適合率	65%	68%
消防水利充足率	80%	85%
普通救命講習受講者数	1,085人	1,500人

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市地域防災計画 (H28年3月改訂)

基本施策(2) 交通安全・防犯対策の強化

目指すまちの姿

地域や関係機関との連携のもと、信号機、横断歩道等の交通安全施設の充実や、防犯灯の設置等を行うとともに、交通安全思想の普及や、地域ぐるみの防犯協力体制強化を図り、市民が安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

現状と課題

- 信号機、横断歩道等の設置については、宜野湾警察署との連携強化が必要です。
- 交通被害者への支援を行うため、交通遺児の把握に努める必要があります。
- 交通安全施設については、市民や学校等からの危険場所改善の要望等申し出によって、施設の整備を行っており、老朽化による修繕箇所が増加に対する対応が求められています。
- 地域安全モデル地区の指定や安全パトロール隊の結成、各種教室・訓練等は関係機関との連携で行っています。今後も、各種関係機関と連携し、さらなる防犯対策の強化が必要です。



防犯灯の点検（宇地泊区）



交通安全市内一周駅伝大会

一〇メモ

〇ちゅらさん運動とは・・・

県、県教育庁、県警察、市町村及び県民等が総ぐるみで行う防犯のための運動のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①交通安全対策の強化	<p>スクールゾーンやシルバーゾーン、信号機、横断歩道等の交通安全施設の充実に努めます。</p> <p>また、交通安全運動・交通安全教室等を通し、交通安全意識の醸成を図ります。</p> <p>また、交通被害者への支援を行うため、交通遺児支援金造成運動等の推進を図ります。</p>	<p>○交通安全施設の整備 <small>安全安心</small></p> <p>○交通安全思想の普及</p> <p>○交通被害者への支援の充実</p>
②防犯対策の強化	<p>宜野湾市地域安全条例に基づき、防犯対策会議の一層の充実に努めるとともに、防犯灯の設置促進、地域ぐるみの防犯協力体制の確立に努めます。</p> <p>また、地域や関係機関との連携のもと、ちゅらさん運動を推進するなど、防犯対策の強化を図ります。</p>	<p>○地域安全モデル地区の推進</p> <p>○ちゅらさん運動の推進</p> <p>○防犯灯設置の促進</p> <p>○安全パトロール隊の活動の拡充</p>

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
交通安全教室の開催回数 (高齢者対象)	2回	5回
防犯ボランティア団体数	63団体	70団体

関連する主な個別計画等

- ・第10次宜野湾市交通安全計画 (H28～32年度)

基本施策(3) 環境保全と循環型社会の形成

目指すまちの姿

環境活動団体等と連携した環境教育、地球温暖化対策、ごみの減量化・再資源化等の取り組みを推進することで、市民の環境保全に関する意識高揚が図られるとともに、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成を目指します。

現状と課題

- 環境活動団体と連携して子どもたちへの環境教育を進めているものの、成人を対象とした環境教育については取り組みが遅れています。今後は、環境活動団体と連携して、さらなる市民への環境教育に取り組んでいく必要があります。
- ごみの減量化について、平成 27 年度は1人1日あたり-2.1 g（前年度比）となっています。今後は、土地区画整理事業や転入等による人口増加に伴うごみ排出量の増加が考えられるため、さらなる「ごみの分け方・出し方」「再資源化」の周知徹底が求められています。
- 市が行う事務事業や、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に関する実行計画を策定し、取り組みを行っています。今後も、市民や事業所に対する温室効果ガスの排出の抑制等に関する普及啓発を進める必要があります。



子ども自然観察会



段ボールコンポスト講習会

ー 口 × も

○リサイクルセンター（エコループ池原）とは・・・

宜野湾市、沖縄市、北谷町の3市町で構成している「倉浜衛生施設組合」のごみ処理施設（中間処理施設）のこと。沖縄市内に所在しています。

「燃やせないごみ」及び「不燃性粗大ごみ」の破砕・選別処理、「缶類」の選別・圧縮処理、「びん類」の選別処理、「ペットボトル」及び「古紙類」の圧縮梱包処理を行い、資源化が行われています。

その他、「燃やすごみ」の溶融処理を行う「エコトピア池原（熱回収施設）」があります。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①環境思想の普及・啓発	<p>自然環境への理解や関心を深めるため、身近にある自然等を活用した、子ども自然観察会を実施します。</p> <p>さらに、地域の環境保全に関わる人材の育成に努めます。</p>	<p>○学校での環境教育の充実<small>子ども育成</small></p> <p>○環境保全に関わる人材育成</p>
②ごみの減量化・再資源化の推進	<p>「ごみの分け方・出し方」の周知を徹底することによる、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、リサイクルセンターを活用した再資源再利用化を推進します。</p> <p>さらに、不法投棄の解消へ向けた取り組みを強化し、環境整備に努めます。</p>	<p>○「ごみの分け方・出し方」の周知</p> <p>○ごみ減量化・再資源化の促進</p> <p>○不法投棄への対応強化</p>
③地球温暖化対策の推進	<p>市が行う事務事業に関して、省資源・省エネルギーに取り組むことで、地球温暖化防止に積極的な役割を果たし、市民・事業所に対して率先行動を示します。</p> <p>また、市民・事業所・行政の各主体が、それぞれの役割に応じた地球温暖化対策を推進するための普及啓発及び支援を実施します。</p>	<p>○再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入及び支援</p> <p>○地球温暖化対策に関する普及啓発</p>

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
環境活動団体と連携した環境教育講習会の実施	なし	実施
家庭ごみの排出量	503.9 g / 人日	466.5 g / 人日
再エネ・省エネ設備等設置補助による CO ₂ 削減量	51 t-CO ₂	144 t-CO ₂
地球温暖化対策に関する出前講座の実施	なし	実施

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市一般廃棄物処理基本計画（H29～38年度）
- ・ 宜野湾市分別収集計画（第8期）（H29～33年度）
- ・ 宜野湾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（H24～32年度）
- ・ 宜野湾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第2次計画）（H25～32年度）

基本施策(4) 公害・環境衛生対策の推進

目指すまちの姿

人の活動に伴って発生する公害への対策や、害虫、ハブ、狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、市民が健康で快適に暮らせる生活環境を確保し、住みやすいクリーンなまちを目指します。

現状と課題

- 水質汚濁や悪臭の対策として、公共下水道への接続指導や浄化槽の適正管理指導に取り組んでいます。今後も、市民への生活排水対策及び水環境保全啓発に継続して取り組んでいく必要があります。
- 騒音や振動に関する規制基準・環境基準の類型を地域ごとに指定しています。騒音や振動の防止対策として、工場の設置や工事等に係る各種届出の啓発並びに指導監視等を行っています。
- 田畑や住宅地域内での焼却慣習（野焼き）が未だに根強く残っている状況にあります。そのため、特に高齢者を中心に地域での説明指導が必要です。
- 未登録の飼い犬が存在することと、市への登録は済んでいるものの狂犬病予防注射を行っていない飼い犬も存在します。そのため、引き続き、市民への飼い犬の登録及び狂犬病予防注射受診の義務についての周知が必要です。



犬の飼い方教室

一口メモ

○犬の飼い方について・・・

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により市への登録が義務づけられており、登録すると「鑑札」が交付されます。

また、狂犬病予防注射を毎年1回受けることが義務づけられており、注射を受けると「注射済票」と「ステッカー」が交付されます。



施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①水質汚濁・悪臭防止対策の推進	河川等の水質汚濁や、悪臭防止を図るための生活排水対策及び水環境保全の啓発に努めるとともに、公共下水道の整備・普及を推進します。また、工場等への悪臭防止対策の啓発及び指導監視に努めます。	○生活排水対策の推進 ○水環境保全への意識啓発
②騒音・振動防止の対策	騒音や振動に関する規制基準・環境基準の啓発を図るとともに、交通騒音の常時監視及び特定建設作業、特定工場等の指導監視に努めます。	○規制基準や環境基準等の周知 ○交通騒音等監視の実施
③大気汚染防止の推進	野外焼却や粉じん等の苦情に対しては、迅速に現況を把握して有効な対策を講じるとともに、巡回指導を実施して啓発活動に努めます。	○野外焼却禁止の啓発 ○粉じん対策の推進 ○巡回指導の実施
④ペットの適正飼養の普及啓発、ハブ・害虫等対策の強化	動物愛護思想の普及啓発、ペットの適正な飼い方の助言・指導等を強化し、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。また、ハブ・害虫対策及び空き地の適正管理を促し、市民が安心して健康に暮らせる生活環境の保全に努めます。	○ペットの適正な管理指導 ○ハブ・害虫等対策 ○空き地の適正管理指導

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
動物愛護に関する講習会の実施	実施	継続実施
狂犬病予防注射接種率	47.6%	50.3%

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市生活排水処理基本計画（H29～38年度）

基本施策(5) 快適な生活環境の整備

目指すまちの姿

宜野湾市都市計画マスタープラン等各種計画に基づいた土地利用の規制、誘導を図るとともに、秩序ある都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に努め、安全で快適な生活を送ることができるまちを目指します。

現状と課題

- 用途地域の指定及び見直し並びに地区計画等の指定については、関連事業の実施時期に合わせ検討していく予定であるものの、事業実施段階に至っていません。また、実施にあたっては、関係権利者との合意形成を得る必要があるため、関連事業部署との連携が必要です。
- 広大な普天間飛行場の周囲に戦後集落的に発生したスプロール市街地等については、公共施設と宅地が未整備のまま低未利用地となっています。
- 宜野湾市都市計画マスタープランや都市交通マスタープラン・都市交通戦略に基づき都市基盤整備に取り組んでいます。
- 市営住宅建替等の住宅整備に対する取り組みを計画的に行ってきましたが、今後は、既存市営住宅の計画的な修繕及び改善や空き家等に対する対策等、既存住宅ストックの適正な管理・再生等に係る取り組みが求められています。
- 大規模な地震に備え、住宅の耐震化を促進する必要があります。



市街地風景



伊利原市営住宅 B・C 棟（建替実施）

一 口 へ ち

○用途地域とは・・・

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。

○土地区画整理事業とは・・・

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①適切な土地利用の規制・誘導	<p>宜野湾市都市計画マスタープランに基づき、基地跡地利用を契機とした健全な土地利用の再編に努め、市の振興に資する土地利用の展開を図ります。主に西普天間住宅地区跡地や、西海岸エリアの土地利用の指定や見直し、地区計画等の策定を行い、計画的な土地利用の誘導に取り組みます。土地利用等の見直し等の際には、市民への積極的な周知に努めます。</p> <p>また、宜野湾市景観計画に基づき、景観資源を大切に守り育て、まちづくりとも連携し、美しさと風格を備えた「ねたて」の景観づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域地区の指定及び見直し ○地区計画等の指定 ○良好な景観形成の推進
②都市基盤の整備	<p>基地跡地やスプロール市街地等について、土地区画整理事業等により、公共施設と宅地を一体的・総合的に整備することにより、健全な市街地を形成し、安全で快適な生活環境を確保します。</p> <p>各地区の現状や課題を踏まえ、さまざまな整備手法により秩序ある都市基盤の整備を進めます。</p> <p>また、基地跡地やその周辺地区については、一体的な整備が図られるよう取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業等の推進 ○長期未着手土地区画整理予定区域に係る市街地整備の検証 ○住環境整備事業等の推進 ○西普天間住宅地区跡地利用に係る土地区画整理事業等の推進 <small>安安心心</small> ○基地跡地と連動した市街地整備の推進 <small>安安心心</small>
③住宅・住環境の整備	<p>安心して暮らせる住宅・住環境づくりを促進するため、市の住宅施策、市営住宅整備、既存住宅ストックの適正な管理・再生等に関する方向性を示します。</p> <p>また、耐震化が図られていない住宅の耐震化率向上を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○良質で安全な住宅整備、住環境整備の推進 <small>安安心心</small> ○公営住宅の計画的な修繕及び改善による長寿命化の推進 ○住居表示の整備

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
西普天間住宅地区土地区画整理事業計画の認可	未認可	認可
宜野湾市住生活基本計画の策定	未策定	策定
宜野湾市空家等対策計画の策定	未策定	策定
市営住宅の長寿命化修改善事業実施済み住棟数	0棟	3棟

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市都市計画マスタープラン（H16～32年度）
- ・宜野湾市景観計画（H27年度～）
- ・都市交通マスタープラン及び都市交通戦略（H24年度～）
- ・宜野湾市道路整備プログラム
- ・宜野湾市公営住宅等長寿命化計画（H24～33年度）

基本施策(6) 交通ネットワークの整備

目指すまちの姿

市の中心に普天間飛行場が立地する特異な構造を有している本市において、市民生活の利便性に資する生活道路、幹線道路の整備を着実に推進するとともに、返還予定地を活用した道路や新交通システムの構築により、快適な道路空間の形成を目指します。

現状と課題

- 近年の市街地形成に伴い、市民の道路整備に対するニーズは年々高まっており、道路の新設や改良の推進が求められています。
- 国道 330 号や県道 34 号における交通渋滞や、市の道路交通網は、基地を迂回する形で構築されており、特に渋滞を避けた車両が一般生活道路へ流入し、交通事故や騒音等による生活環境の悪化が深刻な問題となっています。
- 道路（生活道路、幹線道路）に関しては、老朽化が進み、修繕箇所が多く、修繕費も年々増加の傾向にあります。
- 西普天間住宅地区跡地利用計画において、開発により発生する車両交通が県道 81 号に集中し、新たな交通渋滞を引き起こすことが懸念されています。
- 本市は、中部都市圏の都市軸上に位置しており、都市活動や交通流動等の観点から都市圏を支える交通基盤を確立する必要があります。
- 都市計画道路の整備について、道路ネットワーク構築のうえで必要な路線・区間の整備促進を図る必要があります。
- 新交通システムの構築は、沖縄県公共交通活性化推進協議会の事業として取り組んでいます。
- 鉄軌道のルート等を具体的に検討する段階には、基地跡地利用や、周辺地域のまちづくりと連携する必要があります。



道路ふれあい月間清掃活動



呉屋田橋長寿命化修繕工事

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①生活道路の整備・拡充	<p>新設・改良・維持管理については、実情に即した取り組みを推進し、地域住民との連携により、安全・快適で潤いのある環境づくりを進めます。</p> <p>また、市道認定路線内の漬地面積を確定し、用地取得を推進します。</p>	<p>○安全・快適で発展性のある道路の整備 安心</p> <p>○市道の維持管理</p> <p>○ボランティア活動の促進</p>
②基地関連道路の整備	<p>基地があることにより生じている現在の交通事情を解消するため、普天間飛行場東側の一部返還予定地を活用し、新設道路を整備します。</p> <p>また、インダストリアル・コリドー地区の共同使用により、西普天間住宅地区跡地開発に資する新設道路を整備します。</p>	<p>○普天間飛行場東側返還地における道路整備 安心</p> <p>○西普天間住宅地区跡地利用の促進に係る道路整備 安心</p>
③幹線道路の整備	<p>地域住民の意向を反映しながら事業化の目的を考慮した上で、都市計画決定を行うとともに、道路整備の必要性、重要性及び緊急性等を検討し、宜野湾市道路整備プログラムに基づき整備を推進します。</p> <p>また、既存道路の改良を行う際には、交通渋滞の解消や、安全性の向上等も考慮した整備を進めます。</p>	<p>○交通基盤を確立する都市計画道路の整備</p>
④新交通システムの構築	<p>交通渋滞の緩和、市民の利便性の向上、自然環境への負荷の軽減等に資するため、関係機関（国・県等）と連携を図り、公共交通の利用を促進するとともに、普天間飛行場跡地利用等を念頭に置いた軌道系交通システムの導入を検討します。</p>	<p>○軌道系交通システムの導入検討</p> <p>○関連機関と連携した公共交通の利用促進</p>

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
市道宜野湾11号道路整備延長率	0%	50%

関連する主な個別計画等

- ・都市交通マスタープラン及び都市交通戦略（H24年度～）
- ・宜野湾市道路整備プログラム
- ・キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画（H27年7月～）

基本施策(7) 上・下水道の整備

目指すまちの姿

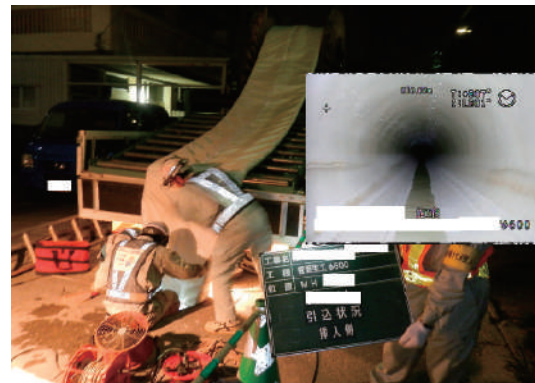
市民へ安全・安心な水の安定的な供給を目指します。また、雨水の浸水対策や生活排水の適切な管理により、清潔で快適なまちを目指します。

現状と課題

- 上水道については、普及率 100%、有収率 96.3%であり良好な経営状況です。老朽管更新における予防保全が求められています。
- 下水道については、汚水管の整備率が95%となっており、残りの汚水管の整備箇所について、私道等の私有地への汚水管布設のため、承諾を得るために時間を要しています。また、昭和 46 年度からの事業開始に伴い老朽化した施設が多くなってきているためその対応が求められています。
- 給水設備、排水設備の接続相談や上下水道使用料の相談について窓口を一元化し、より一層、市民サービスの向上を図るため、本市下水道事業の公営企業法適用(平成 30 年 4 月 1 日)に併せ、水道局と下水道課の組織統合に向け取り組んでいます。



配水管改良工事



下水道長寿命化対策工事

一口メモ

○有収率とは・・・

配水された浄水のうち、有収水量（料金として徴収される水量）の割合のこと。数値が 100%に近いほど良いとされます。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①上水道の整備	<p>管路の整備や耐震化事業、漏水の防止対策及び施設の維持管理を行い、有収率の向上、水の安定供給に努めます。さらに、水の安全性の確保から、貯水槽水道の管理指導を強化します。</p> <p>また、今後の施設整備について関係機関と連携を図り、国に対し財政支援を強く要望していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○送配水管の整備 ○貯水槽水道の適正管理の指導強化 ○漏水防止対策の強化 ○維持管理体制の強化
②下水道の整備	<p>中部流域下水道計画と整合を図り、公共下水道の整備を促進し、水質の保全等に努めます。</p> <p>また、雨水による浸水対策に努めます。さらに、計画的な下水道施設の維持管理に努めます。</p> <p>広報等により、下水道事業や生活排水処理に対する理解促進を図り、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保持に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の整備 ○下水道に関する広報活動の充実 ○下水道施設の計画的な維持管理

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
有収率 (有収水量/総配水量×100)	96%	97%以上
下水道接続世帯数	31,887戸	33,087戸

関連する主な個別計画等

- ・ 宜野湾市水道ビジョン (H23 年度～)
- ・ 宜野湾市下水道長寿命化計画 (H27 年度 変更)
- ・ 宜野湾市公共下水道地方公営企業法適用基本計画書 (H27 年度)

基本施策(8) 公園・緑地及び墓園等の整備

目指すまちの姿

都市公園の整備や維持管理に加え、市民の緑化意識の高揚による緑化の推進等により、緑あふれるまちを目指します。また、墓園・墓地霊園について、墓地立地とまちづくりの調和ある展開を目指します。

現状と課題

- 本市の都市公園計画面積（平成 28 年 3 月末現在）は、588,200㎡、整備済み公園面積は、381,964㎡となっています。また、本市の骨格となる緑地（連続した斜面緑地や宇地泊川周辺のまとまった緑地）は、森林整備計画対象民有林や河川区域として継続指定しています。
- 宜野湾市緑の基本計画に基づき、市民一人当たり公園面積6.0㎡を確保するためには、既決定公園の早期整備及び新たな公園整備促進を図る必要があります。また、本市の骨格となる緑地を保全・活用していくための方策を検討する必要があります。
- 都市公園等のうち約 4 割が設置から 30 年以上経過しており老朽化が進行しています。都市公園については、長寿命化計画を策定し適切な維持管理に務めていますが、総合運動場（市立グラウンド・市立野球場・市立体育館）等については、必要に応じて随時修繕を行っている状況であり、長寿命化計画等を策定し、管理方針や長寿命化対策の時期、コスト等を整理する必要があります。
- 市内各地において愛護団体が緑化活動に取り組み、街の美化や緑化推進に貢献しており、愛護団体に対し助成金や原材料等を支給し活動を支援しています。また、地域における緑化イベントの開催や、花苗・苗木の配付を実施し緑化啓発を図っています。
- 市民等の緑化に対する意識の高揚を図るため、緑化活動の PR や支援制度、助成制度の強化が必要です。
- 既存の公営墓地（野嵩霊園）は飽和状態であることから個人墓地を容認しています。
- 公営墓地の整備については、一定規模以上の公有地が必要となりますが、基地跡地以外では確保が難しい状況です。
- 本市には、火葬場がなく、市外で火葬するために長距離の移動に加え、高い費用を負担しなければならないことや、将来見込まれる火葬需要への対応等、多くの課題があります。



いこいの市民パーク



ボランティアによる緑化活動

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①都市公園の整備	<p>宜野湾市緑の基本計画に基づき、身近な公園等の整備を図るとともに、緑化重点地区に位置づけられている公園等の整備を推進します。</p> <p>公園の整備にあたっては、市民等の意見も反映させながら、親しみやすい公園の整備に努めます。</p> <p>また、市内に残されている緑地については、保全を図るとともに、新たな緑の創出に努めます。</p>	<p>○公園の整備</p> <p>○既存緑地の保全</p>
②都市公園等の維持・管理運営	<p>都市公園等について、長寿命化計画に基づき施設の維持管理に努めるとともに、将来的に、延命化による既存施設の継続使用、もしくは建替えによる更新や廃止の判断について検討する委員会を設置し、委員会で決定した施設の方針に基づき実施します。</p>	<p>○施設の長寿命化</p>
③緑化の推進	<p>市民が主体となり、緑あふれるまちづくりを展開していくために、学校や地域の緑化ボランティア団体に対する支援に努めるとともに、緑に親しむ自然教育や、緑化イベント等により緑化意識の高揚を図ります。</p> <p>また、緑化推進団体の育成や、市民等が参加しやすい環境整備を進め、市民等との協働による緑のまちづくりを推進します。</p>	<p>○ボランティア団体との協働による緑化の推進</p> <p>○緑化活動の支援</p> <p>○緑化の啓発</p>
④墓園等の整備	<p>墓地の点在化を抑制するとともに、既存墓地の適正管理に努めます。また、市街地整備や都市施設整備等に合わせた墓地の集約化を検討し、基地跡地利用計画における墓園の整備や土地集約型墓地の建設を検討します。</p> <p>また、火葬場整備についても引き続き、検討します。</p>	<p>○墓地立地とまちづくりとの調和に向けた普及啓発</p> <p>○墓地霊園の整備</p> <p>○墓園（都市計画墓園）、土地集約型墓地整備の検討</p>

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
市民1人あたり公園面積	3.93 m ²	4.06 m ²

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市緑の基本計画（H18～H32年度）
- ・公園施設長寿命化計画（H22年度 変更）
- ・宜野湾市墓地基本計画（H25年度～）